

令和7年度

第2回川口市学校給食運営審議会

日 時 令和8年1月16日(金)
午前10時30分 開 会
会 場 第2本庁舎2601C会議室

次 第

- 1 諮問書手交式
- 2 審議会
 - (1) 会長あいさつ
 - (2) 議 事
 - ① 学校給食費の改定について (資料1)
 - ② 新学校給食センター基本設計の概要について (資料2)
- 3 閉 会

議事①学校給食費の改定について

1 学校給食費改定の経緯について

第1回会議において、令和8年度の学校給食費改定は実施せず、現在の1食単価での学校給食を実施していくことといたしました。その理由としては、食材価格が上昇している現状においても、献立等における工夫により給食内容の充実を図っており、また、政府において、まずは小学校を念頭に令和8年度に無償化を実現することが示されていたものの、具体的な方策が示されておらず、本市における財政負担が不透明な状況となっていたことによるものです。

しかしながら、令和7年11月、主食(ごはん・パン・めん)の納入業者である(公財)埼玉県学校給食会より主食価格の改定が実施され、パン・めんは据え置かれたものの、精米・米飯価格が引き上げられ、この引き上げにより、献立内容や栄養摂取状況の悪化には至っていないものの、献立作成や食材選定に大きな影響を及ぼしています。

2 主食価格の動向について (表2-1参照)

学校給食で使用する精米・米飯価格は、令和5年度まではパンやめんと比べ安定していましたが、異常気象等によるコメの需要の高まりから、令和6年の夏以降、コメの価格が高騰し、学校給食で使用する精米・米飯価格についても、半年ごとに大幅な引き上げが行われています。

また、令和7年産米は収穫量が需要量を大きく上回る見込みのため、今後はコメの価格が下落するとの報道もありますが、現在もコメの市場平均価格は最高値を更新しており、コメの価格の先行きは不透明な状況です。

表2-1 牛乳と主な主食の価格の推移(R5~R7)

(単位:円)

	食材名	R5		R6		R7	
		4月	11月	4月	11月	4月	11月
共通	牛乳	58.38	58.38	63.73	63.73	64.87	64.87
小学校	白飯 70g	55.25	55.64	59.40	68.97	82.47	89.81
	コッペパン 40g	54.46	54.25	56.04	56.04	58.88	58.88
	地粉うどん 70g	66.11	65.42	70.23	70.23	74.50	74.50
中学校	白飯 100g	78.93	79.49	84.86	98.53	117.81	128.30
	バターロール 70g	85.95	85.58	87.57	87.57	89.60	89.60
	地粉うどん 100g	79.86	78.86	84.86	84.86	89.72	89.72

3 主食価格上昇による学校給食への影響について (表3-1参照)

本市では、学校給食の実施にあたり1食単価を定めていることから、主食価格の上昇は、副食価格に影響を及ぼすことになり、栄養バランスのとれた豊かな学校給食の安定的な実施が困難となることが想定されます。

現時点の主食価格は、第1回会議で示した令和8年度の主食価格試算値とほぼ同額となっており、現下の物価高騰を踏まえると、令和8年度の主食価格は試算を超えることが見込まれます。

表3-1 主食価格の増加状況 (単位:円)

	R7		R8 (第1回会議試算値)
	小学校	4月時点	74.87
11月時点		79.64	
中学校	4月時点	101.73	109.87
	11月時点	108.77	

第1回会議試算値では
不足することが見込まれる

4 令和8年度の学校給食費(案)について (表4-1、4-2参照)

【小学校】 319円

【中学校】 379円

主食価格の引き上げが想定される状況下においても、成長期にある児童生徒の心身の健全な発達のため引き続き、栄養バランスのとれた豊かな学校給食を実施する必要があります。

学校給食のうち、牛乳については価格上昇幅が少なく、副食についても献立作成や食材選定等により、現在の学校給食費の範囲内での対応が可能です。主食については、価格上昇幅が大きく、献立の工夫の余地が少ないことから、増額の検討が必要です。

令和8年度の主食費相当額(※)については、小学校が84円、中学校が114円となり、令和7年度の主食費相当額(小学校67円、中学校92円)との差額は、小学校が17円、中学校が22円となります。この差額を令和7年度の学校給食費と合算し、小学校が319円、中学校が379円とするものです。

※令和8年度の主食費相当額の算出方法については、使用頻度の高い主食製品を抽出し、それぞれの過去5年間における価格の対前年増加率の平均値を令和7年度の各製品価格に乗じたものの。

表4-1 令和7年度と令和8年度の主食費相当額及び学校給食費の比較 (単位:円)

	小学校			中学校		
	R7	R8	差額	R7	R8	差額
主食費相当額	67	84	17	92	114	22
学校給食費	302	319	17	357	379	22

表4-2 学校給食費の変遷 (単位:円)

	H10	H22	H26	R5	R6	R7	R8(案)
小学校	220	232	238	273	302	302	319
中学校	260	272	279	324	357	357	379

5 学校給食費の抜本的な負担軽減(いわゆる給食無償化)について

いわゆる給食無償化については、政府において、まずは小学校を念頭に令和8年度に実現し、中学校への拡大についても、できる限り速やかに実現すると示されています。

令和7年12月19日、文部科学省により、小学校段階での学校給食費の抜本的な負担軽減のため食材費を支援し、当該基準額として、一月あたり5,200円が示されました。

本市においては、令和8年度に学校給食費を1食あたり319円とした場合、月額は5,220円となり、基準額を20円超過することになります。超過分の負担については、学校給食法に基づき、引き続き保護者から給食費を徴収することが可能とされており、各市町村の工夫で更なる負担軽減を行うことも可能と示されています。

なお、中学校については、小学校と異なり、令和8年度からの抜本的な負担軽減の実施はされませんが、国の交付金を活用することで、保護者負担額は据え置いたまま、令和7年度に実施している主食費相当分の公費負担を92円から114円に拡大実施することを検討しています。

参考資料

(令和7年12月19日付け 文部科学省・総務省・財務省の連名による「三党合意に基づくいわゆる教育無償化に向けた対応について」より抜粋)

2. 学校給食費の抜本的な負担軽減(いわゆる給食無償化)について

以下の内容に沿って、令和8年4月から小学校段階での学校給食費の抜本的な負担軽減を実施。

○ 趣旨

- ・ 保護者負担の軽減を通じた子育て支援に取り組む自治体への支援として実施。

○ 支援対象者の範囲

- ・ 給食を実施する公立の小学校(義務教育学校前期課程及び特別支援学校小学部を含む)を支援。
- ・ 給食実施校の児童については、保護者の所得にかかわらず、一律に支援対象。生活保護の教育扶助や要保護児童生徒、特別支援教育就学奨励費の対象となっている児童は、現行制度の適用を優先。

○ 支援の基準額等

- ・ 完全給食実施校については、令和5年実態調査における平均額に、近年の物価動向を加味し、一月当たり5,200円。
- ・ 毎年給食費に関する調査を実施し、その上で、基準額については、今回の取組の実施状況や物価動向等を踏まえ、適切な額を設定。
- ・ 基準額を超える部分については、学校給食法に基づき、引き続き保護者から給食費を徴収することが可能。また、特色ある給食の提供に係る各省関係事業等を柔軟に活用可能とし、各市町村の工夫で更なる負担軽減を行うことも可能。

3. その他

- ・ 各制度・事業の開始後、一定期間を経た後に、事業の進め方や課題、法制面等について、地方団体を交えて検証。中学校給食についても、小中学校の給食実施状況の違い等も含めた課題の整理を行った上で検討。

新学校給食センター基本設計の概要について

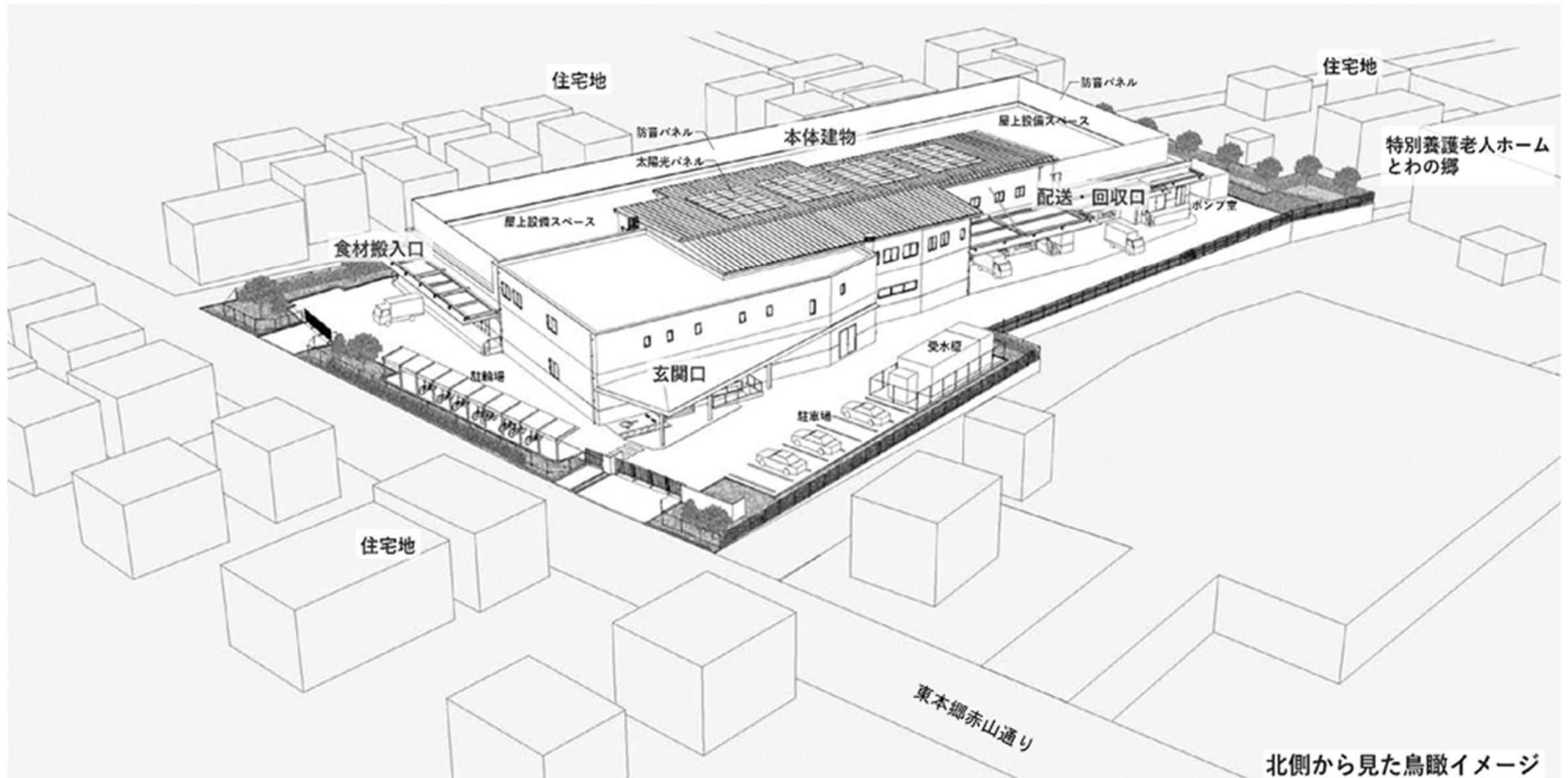
令和7年11月
学校保健課

施設計画概要

項目	概要
場所	川口市大字赤山字山王町77-2外12筆 地内
敷地面積	6,220.8 m ²
構造・階数	鉄骨造・地上2階建
建築面積	3,270 m ²
延床面積	4,389 m ²
高さ	9.95 m
調理能力	最大9,300食/日

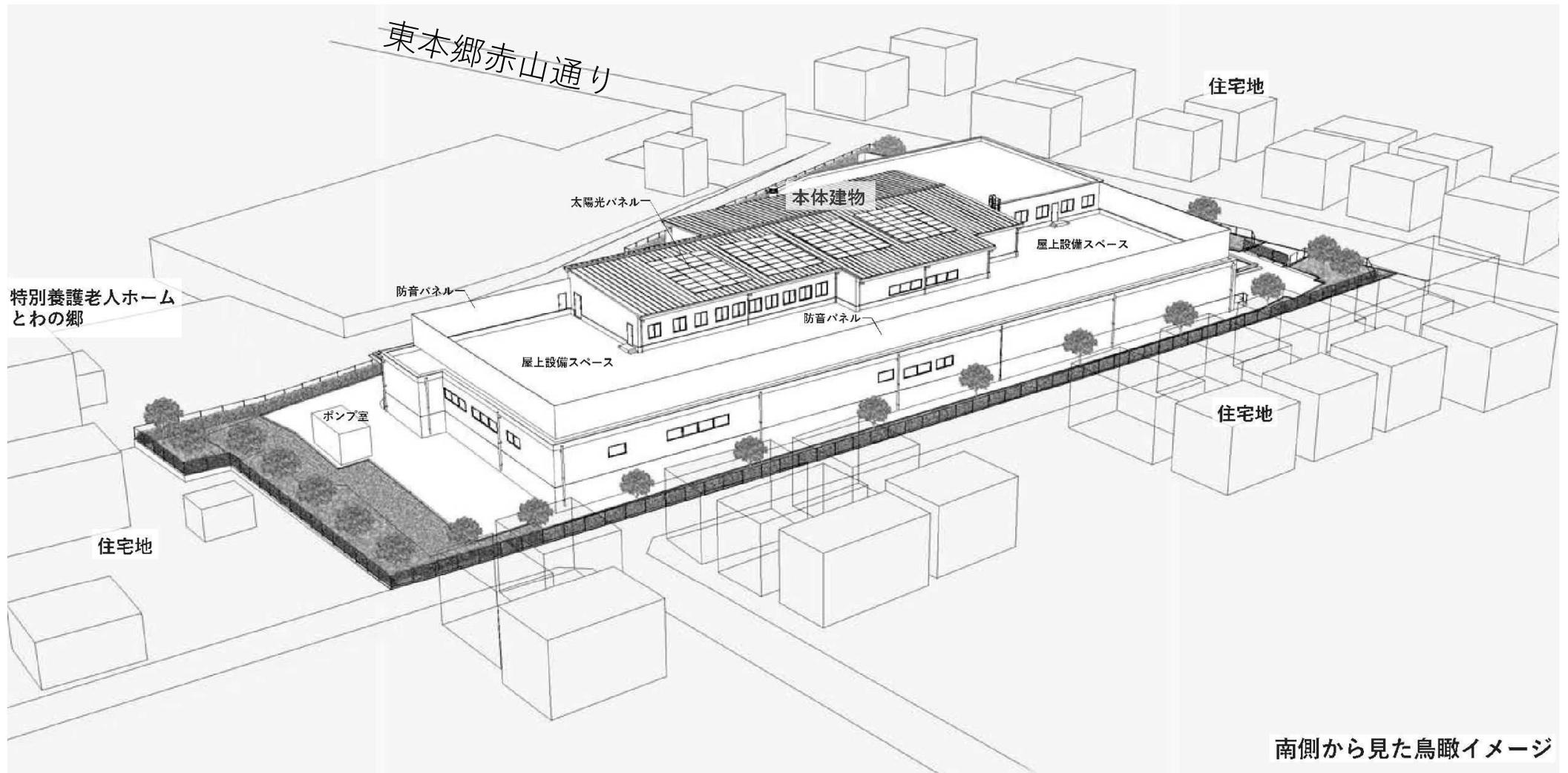
※面積は今後の設計により変更となる場合があります。

新学校給食センター(①北側から見た鳥瞰イメージ)



※あくまでイメージ資料のため今後の設計で変更となる可能性があります。

新学校給食センター(②南側から見た鳥瞰イメージ)



※あくまでイメージ資料のため今後の設計で変更となる可能性があります。

施設配置・車両動線計画

■施設配置計画

- **給食センター本体施設**は敷地中央に配置し、敷地の境界には**緑地帯**を設けます。
- 南側と西側の低層住宅地に対して車両通行騒音等の影響を少なくするために、敷地内車路は北側と東側に設け、建物への出入口は東側に**食材搬入口**、北側に**建物玄関**と**配送車両・回収車両**のドックシェルターを配置します。
- 建物維持管理に配慮し、建物周囲には**メンテナンス通路**を設けるとともに、機器更新のための車両寄り付きスペースやマシンハッチ(MH)を確保します。

■車両動線計画

- 東側道路の**北側車両出入口**は搬入車両の入口、配送・回収車両とその他車両の出入り、**南側車両出口**は搬入車両の出口専用とし、交通安全に配慮します。
- 配送車両は敷地**北側対面通行車路**を使用、搬入車両は敷地**東側一方通行車路**を使用し、車両交錯を防止します。
- 来客車両用に敷地北側の**駐車場**と建物玄関横の車椅子用駐車車を配置します。

